

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、災害等発生後の市内中小企業の早期の経営安定化を図るため、中小企業融資制度における災害対策資金の対象要件を拡充する。

第2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、まちづくり特別資金の融資対象第4号「災害対策資金（長期）」及び第6号「災害対策資金（短期）」を利用するものの融資要件に「売上高等が前年同期比で15%以上減少しているもの」を追加するとともに、資金使途に「借換資金」を追加する。

第3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、令和3年4月1日以後に融資あっせんの申込みのあった資金について適用し、同年3月31日以前に融資あっせんの申込みのあった資金については、なお従前の例による。

岩見沢市規則第 4 号

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則（昭和 5 3 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 2 及び別表 2 を次のように改める。

別表 1 の 2（第 6 条関係）

融資制度	融資対象	
振興資金	中小企業者等で本市に主たる店舗若しくは事務所又は工場等を有し、保証協会の保証対象業種に該当する事業を主として営み、本市で 1 年以上の同一業種の営業実績を有し、市税等を完納しているもの	
特別 資 金	企業立地 促進資金 まちづく り特別資 金	中小企業者等で、市税等を完納しており、市長が指定する工業団地に工場若しくは事務所若しくは倉庫を設置するもの又は当該工業団地内の土地を取得するもの 保証協会の保証対象業種に該当する事業を営み、市税等を完納しており、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 起業・開業資金 市内で新たに事業を開始するもの又は新たに事業を開始して 1 年未満のもの

(2) 活性化資金

中小企業者等で、本市に主たる店舗又は事務所等を有し、事業規模の拡大、新技術・新製品等の開発若しくはこれらを活用した事業の多角化又は新たな事業分野への進出等を行うもの

(3) 商店街活性化資金

中小企業等で、本市に主たる店舗又は事務所等を有し、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 既存店舗魅力向上

内外装整備、人材育成、情報収集、経営ノウハウ向上等による既存店舗の魅力向上につながる取組みを行うもの

イ にぎわい創出

イベント、顧客利便施設整備、情報発信、共同施設の整備等により、にぎわい創出に向けた取組みを行うもの

(4) 災害対策資金

災害等の影響により中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けたもの。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、新型コロナウイルス感染症に係る同号の規定による指定の期間内において最近1か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少しているもの

(5) 中心市街地活性化資金

中小企業者等で、岩見沢市中心市街地活性化基本計画に定める区域内に主たる店舗若しくは事務所等を有するもの又は区域内で新たに事業を開始するもので、次のいずれかの要件に該当するもの

ア ソフト事業

人材育成、情報発信、イベント、経営ノウハウ向上等、店舗の魅力向上又は中心市街地のにぎわい創出につながる取組みを行うもの

		<p>イ ハード事業</p> <p>店舗、事務所等の新築若しくは内外装整備又はオフィスビル、ホテル等の集客施設、共同住宅、共同施設の新築若しくは整備を行うもの</p>
		<p>(6) 災害対策資金（短期）</p> <p>災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けたもの。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、新型コロナウイルス感染症に係る同号の規定による指定の期間内において最近1か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少しているもの</p>

別表2（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

融資制度		融資条件					
		限度額	期間	利率	保証人	担保	信用保証
振興資金	短期運転資金	2千 万円	1年以内	短期プライムレート+0.1%	取扱金融機関の定めるところによる。	取扱金融機関の定めるところによる。	保証協会の保証付きとなることがある。
	長期運転資金	5千 万円	7年以内（うち据置1年以内）	固定金利 長期プライムレート+0.4%			
	設備資金			1億 円			

				内)	変動金利 長期プライムレート			
		借換資金	5千 万円	7年以 内(うち 据置1 年以内)	固定金利 長期プライムレート+ 0.4%			
					変動金利 長期プライムレート			
特別資金	企業立 地促進 資金	設備資 金	1億 円	15年 以内(う ち据置 2年以 内)	変動金利 長期プライムレート	取扱金融 機関の定 めるところ による。	取扱金融 機関の定 めるところ による。	保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
	まちづ くり特 別資金	運転資 金 設備資 金	1億 円	15年 以内(う ち据置 2年以 内)	別表1の2 に規定する まちづくり 特別資金の 融資対象別	取扱金融 機関の定 めるところ による。	取扱金融 機関の定 めるところ による。	・保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
		借換資 金	5千 万円	7年以 内(うち 据置1 年以内)	の利率は、 次のとおり とする。 (1) 第 1号か ら第4 号まで			・別表1の 2に規定 するまち づくり特 別資金の 融資対象 第5号に

に該当する場合は、保証料を全額補給する。ただし、保証料の分割払いにより1回当たりの保証料の金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

に該当する場合は、保証料を全額補給する。ただし、実行から3年間利率のうち1.0%を補給する。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、第4号の融資を受ける者については、実行から

3年間
利率の
全額を
補給す
る。

変動金
利

長期プ
ライム
レート
+ 0 .

3 %

(2) 第

5号に
該当す
る場合
の利率
は次の
とおり
とし、

実行か
ら3年
間利率
のうち

1 .

5 %を
補給す
る。

ア 固

				定 金 利 長 期 プ ラ イ ム レ ー ト + 1 . 3 % 以 内 イ 変 動 金 利 長 期 プ ラ イ ム レ ー ト + 0 . 3 % 以 内	
短期資 金	50 0万 円	1年以 内	別表1の2 に規定する まちづくり 特別資金の 融資対象第 6号の利率 は次のとお りとし、利 率を全額補	・保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。 ・保証料を 全額補給 する。ただ し、保証料	

				給する。 固定金利 短期プラ イムレー ト		の分割払 いにより 1回当た りの保証 料の金額 に100 円未満の 端数が生 じた場合 は、これを 切り捨て る。
--	--	--	--	-----------------------------------	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、施行日以後に融資あっせんの申込みのあった資金について適用し、施行日前に融資あっせんの申込みのあった資金については、なお従前の例による。